

## 卒業の認定に関する方針

○次の5つの力を修得したものであること

- ①人に関心を持ち対象に関わる力
- ②あらゆる健康上の課題のある対象に看護実践できる力
- ③自分で課題を見つけ問題解決できる力
- ④社会の求める医療ニーズを理解し対応できる力
- ⑤勤労者の健康に関心を持ち支援できる力

○所定の106単位すべてを習得していること

○出席すべき日数の3分の1以上の欠席がないこと

○授業料が納付されていること

以上の要件を満たすものについて卒業許可とし、卒業判定会議において判定、学校運営会議で報告・承認のうえ、卒業を認定する。